

公益社団法人 東京都府中市歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都府中市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、歯科医道の高揚、歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生の普及向上を図り、もって地域社会および会員の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚及び歯科医学、医術の進歩発達に関する事業
- (2) 公衆衛生及び予防医学の研究ならびに普及に関する事業
- (3) 地域社会の福祉の増進に関する事業
- (4) 高齢者の福祉の増進に関する事業
- (5) 事故、災害又は犯罪による被害者の支援に関する事業
- (6) 休日診療事業
- (7) 歯科保健関連用品等の販売事業
- (8) 名簿・会誌発行等共益事業
- (9) 医療保険の適正化を目的とする事業
- (10) 会員の福祉と歯科医業の向上を目的とする事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、東京都府中市において就業又は在住、又は過去にこの法人の会員であった歯科医師で構成し、以下の種別にて区分する。

- (1) 第1種会員 個人診療所の開設者又は経営者、及び従たる診療所の長、法人診療所にあっては代表者及び従たる事業所の長（これに準ずる職を含む。）である歯科医師、又は当市内に住所のみを有する者。当市以外の歯科医師会員又は当市内に診療所分院を開設した場合も上記に準ずる。
- (2) 第2種会員 診療所又は病院に所属する第1種会員以外の者とする。

(3) 終身会員 通算して20年以上この法人の会員として在籍した歯科医師で、満70歳を超える、定款第9条第1項に掲げる各号に該当しなかった者で、理事会において承認された者。

2. 前項各号の会員（以下「会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金・会費・負担金を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（戒告・除名）

第9条 会員であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議を経て戒告、会員の権利の一部停止、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項により除名が決議されたときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、本人に通知する。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 全会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 第8条から第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の戒告、権利の一部停止及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 議決権総数の5分の1以上を有する会員は、会長に対し総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長・副議長)

第16条 総会の議長及び副議長は、出席会員が、各1名を互選する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1つとする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の委任)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及びその他の機関

(役員の設置)

第21条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 4名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3. 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. この場合、総会の決議により会長、副会長及び専務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定することができる。

4. 会長、副会長及び専務理事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(役員の解任)

第23条 理事および監事は、総会の決議をもって解任することができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長・専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長並びに副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の免除または限定)

第26条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2. 棚欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第28条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議において別に定める。

(顧問および嘱託)

第29条 この法人に顧問及び嘱託をおくことができる。

2. 顧問及び嘱託は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問及び嘱託は、会長の諮問にこたえ、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
4. 顧問及び嘱託の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記録された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - ア) 会費、負担金及び入会金
 - イ) 寄付金品
 - ウ) 資産から生じる収入
 - エ) 事業に伴う収入
 - オ) その他収入

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の構成及び任務に関しては、別に定める。
3. 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
4. 委員会の議事運営の細則は理事会に於いて定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は杉田廣己とし、副会長を渡邊信、野間秀郎、同じく専務理事を金森泰とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。